

# 教育資料室だより

No.4 令和2(2020).12.18

発行 桐生市立教育資料室

桐生市小曾根町1-9 電話・FAX (43)3171

## 桐生の教育史をたどる

### 【学制その3】

学制が公布された頃の小学校は、どのように計画されていたのでしょうか。「桐生学舎」を開学するに当たり、明治6年8月に栃木県令(この当時の桐生新町は栃木県管轄)に提出された開学願書から引用(原文は縦書き)します。

#### 第一条 学校位置(一部省略)

山田郡桐生新町番外5番地浄運寺桐生学舎ト唱

第二条 学校費用概略 金 五十四円 但一箇月  
(内訳として教師・事務掛給料 家賃 営繕費等)

#### 第三条 教員履歴

(氏名 年齢 履修歴等 記載有り)

第四条 教師給料 金十二円 但一箇月

第五条 学科 教則 塾則(幾つかを抜粋)

学科 但尋常小学

教則 但小学教則を用ユ

塾則 一 入校之節姓名書ヲ以可願出事

一 束脩 一人二付金十二銭五厘

一 月謝 上等一ヶ月金十銭[自十二才 至十四才]

中等 金七銭五厘[自九才 至十才]

下等 金五銭 [自六才 至八才]

但貧生ハ此例ニ非ス

一 毎日午前八時出校午後三時退散之事

一 四月七日十一月十一日並毎月一六ノ日

休暇之事但臨時休暇ハ其時々ニ可相達事

一 月末生徒一同試験ノ上學業ノ進否ニ因テ

賞譽黜陟可致事

一 出校或退校ノ途中ニ於テ喧嘩口論且他所

へ遊歩等ハ堅禁止之事

一 毎年一月開校十二月廿五日閉校ノ事

★束脩[ウケウ]＝入学の時に納める金銭

★黜陟[チツシヨク]＝功無き者を退け 功ある者を登用すること

★物の値段は、品物の品質や人々の金銭への価値観や感覚が異なるので単純には比較できませんが、明治時代の初め頃、米10kgでおよそ50～60銭。明治8年の給与生活者の平均年収は、およそ160円でした。(ネット検索「明治～平成値段史」より)

束脩と呼ばれた入学金と月謝すなわち月々の授業料がありました。桐生新町は織物産業で栄え、経済的に比較的恵まれていたとはいえ、一般

庶民の生計は、景気や天候に左右される不安定な状態だったと想像されます。授業料を負担に感ずる家庭も多かったのではないのでしょうか。

登校は午前8時、下校は午後3時。学校にいた時間は7時間ですので、現代の小学校とほとんど同じくらいです。

休日は曜日ではなく、毎月1と6のつく日、つまり4勤1休制です。現在の学校週5日制の先をいっていますね。但し、他の休日は2日だけで、長期休暇についても書かれていないので、年間の授業日数については、この資料からだけでは分かりません。

登下校の際に喧嘩や口論をしないこと、道草をして遊ばないことなどは、いつの時代も子供には必ず言って聞かせる道理です。月末には、試験があり進級の可否が決められることになっていました。これは学制第四十八章以下「生徒試業ノ事」の中に定められていたからです。

年度が1月から12月でした。「新宿学校」の開学願書にも「毎年一月七日開校十二月廿五日閉校之事」とありますから、学制公布当時の学校はみな同じだったと思われます。これは明治6年(1873)に会計年度が1月始まりになったことに起因していると考えられます。

学校が土曜半休・日曜休日になったのは明治9年(1876)から。4月始まりになったのは、明治19年(1886)頃からです。〈学制その4へ続く〉

☆参考『桐生市教育史』『群馬県教育史』『国立公文書館HP』～国立公文書館ニュース Vol.17「あの日の公文書」

## あの頃 この街



昭和28年(1953)

5月開園

昭和46年(1971)

2月開園

### 新川児童遊園地

写真の川が新川です。今は暗渠化され、コランバス通りになっています。川の左側(実際は右岸)に飛行塔が見えます。その向こうには新川球場(現在の新川公園)がありました。

